

和歌山駅まち空間活性化事業における
開発等検討企業エントリー

募集要項

令和7年7月7日

(令和7年7月22日一部改訂)

和歌山市 都市建設局 都市計画部 都市再生課

目 次

1. 開発等検討企業エントリーの目的及び背景	1
2. 開発等検討企業エントリーの概要	1
3. エントリーの流れ	2
4. 質問の受付及び回答	4
5. 特記事項	4

1. 開発等検討企業エントリーの目的及び背景

本市では近年、居住人口の減少や高齢化の進展、商店街の空き店舗の増加、郊外への大型店の進出など、社会環境の変化やライフスタイルの多様化も重なり、中心市街地を取り巻く状況は益々厳しくなっています。ターミナル駅である和歌山駅周辺も例外ではなく、近隣の商業施設や商店街等も含めた、駅周辺のさらなる賑わい創出や利便性の向上への取り組みが求められています。

令和6年度からは、和歌山駅及びその周辺において、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」とする。）・和歌山県・和歌山市の3者で互いに協力し、和歌山の玄関口に相応しい魅力あふれる駅まち空間としての将来像と再整備のあり方の検討を進め、目指すべき共通の目標となる「和歌山駅まち空間活性化基本構想」（以下、「基本構想」とする。）を策定しました。

駅まち空間の活性化においては、単体での開発・整備では成り立たない状況であり、エリア全体での連携開発・整備や地域ブランディング等を通じて価値を高めることが必要となります。

そのため、当地区における開発等の民間投資に意欲のある企業の皆様を対象に、近年の動向や地域ニーズ等を踏まえた意見交換や、和歌山駅まち空間活性化会議（JR西日本・和歌山県・和歌山市・有識者にて組成。）との連携、民間投資の可能性の検討等を行うことを目的とし、「開発等検討企業」を募集するものです。

2. 開発等検討企業エントリーの概要

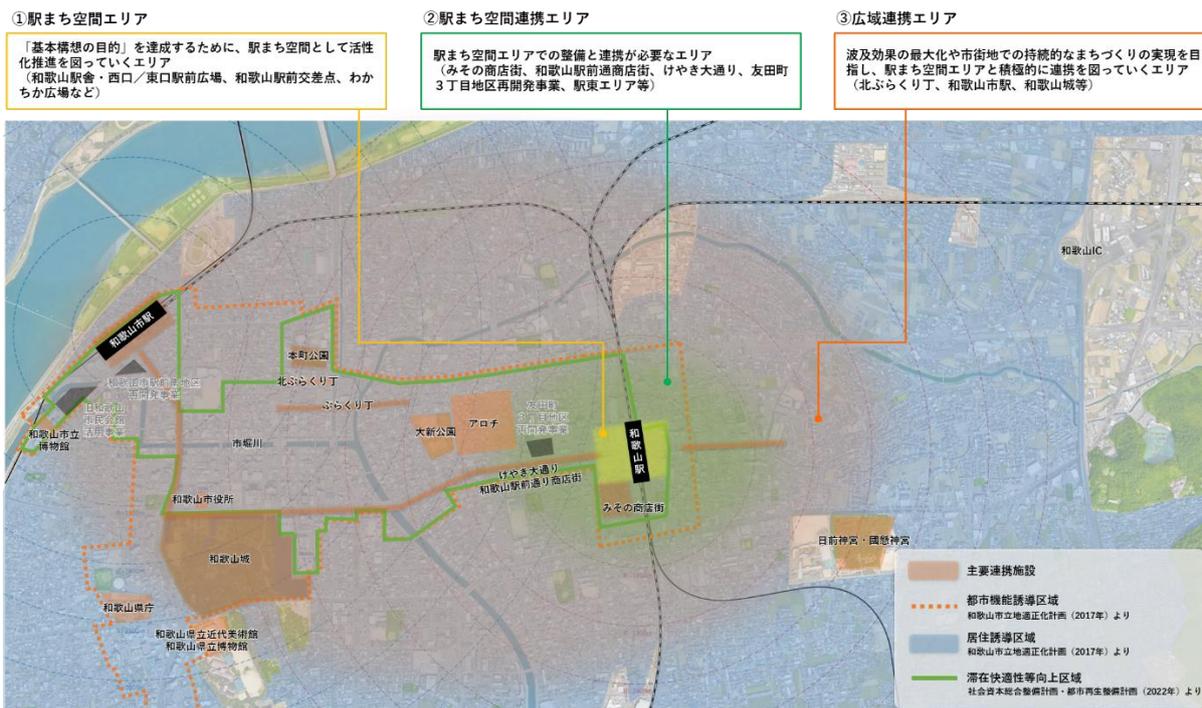
(1) 募集名称

和歌山駅まち空間活性化事業における開発等検討企業エントリー

(2) 対象区域

和歌山駅及びその周辺（和歌山市美園町5丁目地内 外）

※以下、「基本構想の対象範囲（基本構想から抜粋）」の①駅まち空間エリアを参照



(3) 開発等検討企業とは

2. (2) 対象区域内にて開発・施設立地等の事業を検討する企業のこと。

(4) エントリーの資格要件

以下のすべての要件を満たす企業に限り応募できるものとします。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- ② 破産法（平成16年法律第75号）第18条または第19条の規定による破産の申し立てがなされていないこと。
- ③ 会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令がなされていないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定による暴力団及び暴力団員と密接な関係がないこと。
- ⑤ 和歌山市に対し納付すべき市税を納税し、これを完納している（滞納していない）者であること。
- ⑥ 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がない者であること。

(5) スケジュール

次のとおり予定しています。

項目	日程
募集要項の配布	募集開始より随時
申込書等の受付	募集開始より随時
エントリー結果通知	申し込みから1か月程度
受付期限	未定

3. エントリーの流れ

(1) 申込書の受付

受付期間：随時募集（終了時期未定）

受付日時：平日 午前9時～午後5時

※ただし、祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）は除く

提出先：和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 本庁舎9階

都市建設局 都市計画部 都市再生課

Tel : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 4 8 Fax : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 1 1 7

E-mail : toshisaisei@city.wakayama.lg.jp

提出書類：以下の書類を作成し、提出してください。

- ① 申込書（様式1）
- ② 構成企業者一覧（様式2）※必要に応じて
- ③ 会社・法人の登記事項証明書（発行から3か月以内の履歴事項全部証明書）
- ④ 納税証明書

（ア）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類
納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行から3か月以内のもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

（イ）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、「和歌山市税に係る納税（完納）証明書」を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行から3か月以内のもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が付加徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式3）」を提出すること。

- ⑤ 資格要件に関する申告書（様式4）
- ⑥ 会社案内・概要等を記載したパンフレット

提出方法：持参又は郵送、電子メールで提出してください。

持参による場合、上述の受付日時に受付場所まで届けてください。

郵送による場合、書留郵便など発送と受領が記録される方法としてください。

（2）エントリー方法と結果通知

- ① 2.（4）の資格要件をすべて満たした場合はエントリーが可能です。
- ② エントリーの結果については、後日、文書・電子メール等にて通知します。

（3）エントリー後の流れ

- ① エントリー後、近年の動向や地域ニーズ等を踏まえた対象区域への意見等についてヒアリングを実施します。なお、ヒアリングは個別に実施します。（実施方法は対面、Web等を想定しています。）
- ② 提案・意見交換の実施したい場合は申し出てください。
- ③ 和歌山駅まち空間活性化会議との連携を図るため、会議等に参加していただく場合があります。
- ④ 和歌山駅まち空間活性化事業の事業化に際して、具体的な開発・施設立地等の提案・意見を求める場合があります。

4. 質問の受付及び回答

本募集に関して質問がある場合は、原則として個別の対応を行わないため、次のとおり質問書を提出してください。

(1) 質問方法

電子メール又は質問書（様式5）を持参又は郵送で提出すること。

なお、電子メールの場合は件名を「エントリー募集に係る質問書」とし、質問書（様式5）を添付すること。送信後、電話にてメールの着信の確認を行うこと。

(2) 提出先

3. (1) の提出先と同様。

(3) 回答方法

本市公式ウェブサイトにおいて、質問者を特定できないようにしたうえで、質問及び回答を掲載（公表）します。

5. 特記事項

(1) エントリーにより知り得た個人情報及びその他の秘密事項を、許可無く無断で第三者に開示することはできません。

(2) エントリー企業名は公表しませんが、和歌山駅まち空間活性化会議内にて情報を共有する場合があります。

(3) 不適切な行為があったと判断した場合は、エントリーを解除する場合があります。

(4) 募集企業数に上限は設けていませんが、予告なく募集を終了する場合があります。

(5) 将来、必ず開発・施設立地等をしていただくことを条件とはしておりません。

(6) 和歌山駅まち空間活性化事業の概要やコンセプト、基本方針等については、市公式ウェブサイトにて公表している基本構想をご参照ください。

【参考】まちづくりの方針図（基本構想より抜粋）

